

## JA教育ローン

(平成23年12月19日現在)

商品名	JA教育ローン
ご利用いただける方	<p>当JAの組合員の方。 お借入時の年齢が20歳以上であり、最終償還時の満年齢が71歳未満の方。 前年度税込年収が原則200万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)</p> <p>原則として勤続(または営業)年数が1年以上の方。 教育施設(国民生活金融公庫「国の教育ローン」の対象校に準じます。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 自己住宅(ご家族名義を含む)または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、同一地区内に1年以上居住している方。 当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金用途	<p>就学子弟の教育に関するすべての資金(借入申込日から2ヶ月以内にお支払済みの資金を含む)とし、資金用途の確認可能なものとします。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育施設へ支払う入学金、授業料、学費</li> <li>・アパートの家賃 等</li> </ul>
借入金額	1組合員あたり500万円以内とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<p>据置期間を含め最長13年6ヶ月(在学期間+7年6ヶ月)以内とします。なお、JA住宅ローンをご利用いただいている方は、6か月以上15年以内(在学期間+9年)とします。 据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6ヶ月後までの範囲内とします。</p>
借入利率	<p>つぎのいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 【変動金利型】 お借入後の利率は、当JAの短期プライムレートを基準金利として、変更の都度、見直しを行います。 詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>元利均等または、元金均等返済とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(お借入金額の50%の範囲内とし、毎月返済方式に加え年2回ごとの特定月に増額して返済する。)のいずれかをご選択いただけます。 変動金利型の返済額は、貸付利率の変更の都度、再計算して新しく定めます。</p>
担保	不要です。
保証人	当JAが指定する保証機関(新潟県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	<p>分割払いとなります。 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.4%です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または管理部(電話:025-772-3111)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p>

	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。  上記当組合管理部または新潟県ＪＡバンク相談所にお申し出ください。  新潟県弁護士会（電話：０２５－２２２－３７６５）  そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、  山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島県弁護士会、  愛媛弁護士会、福岡県弁護士会  また、上記の新潟県ＪＡバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。  仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、  紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会</p>
<p>その他</p>	<p>お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査  をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もござい  ますので、あらかじめご了承ください。  現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせ  してください。</p>

注１）組合員以外の方は、別途ご相談ください。

注２）保証機関として、新潟県農業信用基金協会のほか協同住宅ローン(株)も取扱っておりますので  
必要な場合は融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ魚沼みなみ